

知床五湖利用調整地区 利用適正化計画（改定案・抜粋）

環境省釧路自然環境事務所
知床五湖の利用のあり方協議会

3 利用調整地区の指定に関する事項

（3） 利用の調整を行う期間

①利用の調整を行う期間

利用の調整を行う期間は4月15日から10月20日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

官報告示上4月15日で設定。運用では開園日（供用開始日）からとなる。知床五湖園地の開園日は、例年、園地へのアクセスルートである道道知床公園線の冬季通行止解除の日となる。平成23年の開園日は4月22日。平成24年は4月20日、平成25年は4月19日か、26日となる見込み。

（理由）

知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する4月中下旬から紅葉シーズンの終了する10月中旬までを利用の調整を行う期間とします。期間をどのように設定するかについては、前年度の利用状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

②利用の調整を行う期間の区分

利用の調整を行う期間をヒグマが頻発に活動する期間である「ヒグマ活動期」（5月10日から7月31日）と、それ以外の利用を調整する期間である「植生保護期」（4月15日から5月9日及び8月1日から10月20日）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

（理由）

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者との軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があります。このため、植生保護のみを目的とする期間とは区別して取り扱う必要があります。この期間の区分については、前年度の状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(1) 認定基準

利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

① ヒグマ活動期の基準

- 申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、1回の立入につき、1チーム10名以下（知床五湖登録引率者を除く）とする。
- 地上歩道上の団体の同時滞在数は、8チーム以下とする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルートの1ルートとする。



ヒグマ活動期のルートを平成24年度から全周ルートに変更

— (1周 約3km)

— 高架木道 (往復1.6km)

② 植生保護期の基準

- 1時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は300人までとし、1日あたりの利用者数の上限は3000人までとする。
- 利用の平準化を図るため、概ね10分ごとに50人以内の立ち入りとする。
- 利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一湖、高架木道経由のルート（大ループ）、又は入口から二湖（湖畔展望地の往復利用を含む）、一湖、高架木道経由のルート（小ループ）の2ルートとする。



— 大ループ (1周 約3km)

— 小ループ (1周 約1.5km)

— 高架木道 (往復1.6km)